

給与支払報告書の提出について

○提出の対象となる人

本年1月～12月中に俸給・賃金・賞与やその他これらの性質を有する給与を支払った人です。

○提出期限

1月末日です。期限は厳守してください。

※ 郵送またはeLTAX等で提出してください。

○提出先

受給者の1月1日現在の住所地の市町村です。

(令和n年度課税(n-1年中所得)の場合は、令和n年1月1日現在の住所地)

○提出範囲

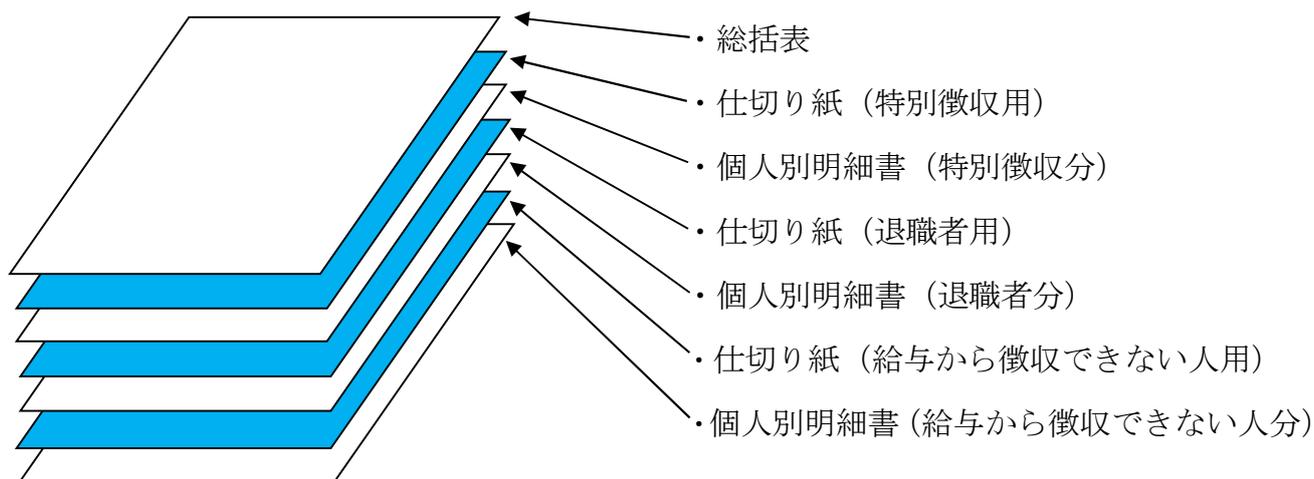
「給与支払報告書」は支払金額の多少にかかわらず、すべての受給者について関係市町村へ提出してください。

1枚目が市町村提出用になります。2枚目は税務署へ提出する源泉徴収票であり、3枚目が本人交付用の源泉徴収票となっています。

○特別徴収できない人がいる場合

仕切り紙を使い、該当者がわかるように綴ってください。

※ 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



岐阜県と県内全市町村は、特別徴収の実施を徹底しています。

給与所得者にかかる個人住民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収(給与支払者が給与天引きする)」の方法によって徴収するものと定められています。(地方税法第321条の3、第321条の4) 特別徴収の対象となる方はパートやアルバイト、法人役員等、すべての従業員です。事業者や従業員の意思により普通徴収を選択することはできません。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、制度をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。